コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　　TOMEN DEVICES CORPORATION

最終更新日：2017年6月29日
株式会社トーメンデバイス
代表取締役社長　妻木 一郎
問合せ先：経営企画部長　原 英記
証券コード：2737
http://www.tomendevices.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

従業員、取引先、地域社会といった企業を取り巻く関係者の利害関係を調整しつつ株主の利益を最大限尊重し、企業価値を高めることが経営者の責務であり、取締役会の監督機能、監査役会の監査機能及び社内諸規程・組織・業務分掌等を含めた内部統制システムを有効に発揮させることによって、健全で持続的な成長を確保することがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。
また、社内の法令遵守に対する倫理観の浸透並びに情報開示の適切性、透明性及び信頼性の確保に努めることも、経営者の基本責務であると考えております。

当社は、経営理念である「先端ニーズの未来を見据え、最新の情報でグローバルなパートナーシップを構築します」に基づき、公正で透明性のある事業活動を行うとともに、ステークホルダー（利害関係者＝株主、従業員、顧客、地域住民、環境など）に対し、社会的責任（CSR:Corporate Social Responsibility)を果たすため健全な企業経営の推進に努めております。

そのための行動指針を以下のとおり定めております。

1．法令及び社会規範の遵守
・法令及び社会規範を遵守し、公正で透明性を堅持し、社会から信頼される事業活動を行います。
2．顧客との信頼関係の維持
・公正で健全な取引を行うことで、顧客との信頼関係の維持継続に努めます。
3．適切な企業情報の開示
・適正な情報管理を行うとともに、企業情報は適切に開示いたします。
4．自由闊達で活力ある組織・企業風土の醸成
・社員の個性、能力が最大限発揮できる職場環境を整備し、自由闊達で活力ある組織・企業風土の醸成に努めます。また、社内のコミュニケーションを密にし、情報の共有化を図ります。
5．環境の保全と事業活動との調和
・国際社会の規律を守り、地球環境の保全に努めます。事業活動においても環境保全に配慮した省資源、省エネルギー商品等の提供とサービスを行い、環境保全との調和を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施していると判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

◆原則1-4
当社は、相手企業との中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等を目的に、株式を保有しております。また、かかる政策保有株式の議決権行使に際しては、当社企業価値の向上または棄損に繋がるかを社内で判断したうえで、議案への賛否を判断しております。
なお、保有状況、議決権行使状況及び政策保有株式の中長期的な保有の方向性については、取締役会において毎年報告、検証を行います。

◆原則1-7
当社は、当社と当社役員個人との直接取引、及び、当社と当社取締役が代表となっている他団体や他会社との取引など、会社法に定める利益相反取引については、当社の「取締役会規則」に基づき事前に取締役会の承認を得ております。また、関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。
また、主要株主との取引については、他の一般取引と同様に市場適正価格を適用しております。

◆原則3-1
⑴ 当社の経営理念や経営戦略、経営計画は当社ホームページ、有価証券報告書及び決算短信に掲載しております。
http://www.tomendevices.co.jp/ir/financial.html
⑵ 当社は、従業員、取引先、地域社会といった企業を取り巻く関係者の利害関係を調整しつつ株主の利益を最大限尊重し、企業価値を高めることが経営者の責務であり、経営者である取締役の職務執行において、取締役会の監督機能、監査役会の監査機能及び社内諸規程・組織・業務分掌等を含めた内部統制システムを有効に発揮させることによって、健全で持続的な成長を確保することをコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。
⑶ 当社の取締役報酬は、株主総会の決議に基づく上限内で前年度の業績を勘案し決定する事としております。
⑷ 当社は、取締役・監査役の選任に当たり、「エレクトロニクス分野の専門的知識や経験、もしくは、会社経営全般に対する経験・知識を有していること」と「取締役・監査役に相応しい器量・度量を備えていること」を前提条件としております。
取締役選任の手続きは、上記条件に満たしている候補者との対話の機会を持った上で、取締役会にて決定しております。また、監査役選任の手続きについては、上記条件を満たしている候補者について、監査役会で検討・同意した上で、最終的に取締役会で決定しています。
⑸ 当社は、定時株主総会招集通知に、候補者全員の個々の選任・指名についての説明を記載しております。

◆補充原則4-1-1

当社は、取締役会規則、職制規程及び稟議規程を制定し、代表取締役及び取締役会として何を判断・決定するのかを明確化し、取引・業務の規模や性質に応じて定めた決裁権限に基づき、経営にあたっております。
当社取締役会の決定事項または承認事項は以下のとおりです。
⑴ 株主総会に関する事項
⑵ 取締役に関する重要事項
⑶ 株式及び社債に関する重要事項
⑷ 経営一般に関する重要事項
⑸ 業務執行、組織及び人事に関する重要事項　等

◆原則4-8
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するように役割・責務を果たすべく、当社で設けた独立社外取締役の独立性に関する基準に従い、独立社外取締役を2名選任しております。今後も環境や当社グループの状況等の変化に応じ、常に適切な体制を検討してまいります。

◆原則4-9
当社の独立社外取締役の独立性判断基準は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準としております。
また、当社が独立社外取締役に求める資質は以下の通りです。
・ 誠実で、かつ当社の経営課題について積極的に提言・提案や意見を行うことができる人物。
・ 経営者としての経験またはそれに代わる法律・業界等の豊富な専門知識を有する人物。

◆補充原則4-11-1
当社は、取締役の員数は10名以内とする旨を定款で定めており、環境の変化に合わせて最適な人数を選定しております。また、取締役候補の指名に関しては、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスの確保のため、適材適所の観点より、総合的に検討を実施しております。
なお、取締役の選任に関する方針・手続については、原則3-1 ⑷ をご参照ください。

◆補充原則4-11-2
当社は、取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況については、有価証券報告書等において開示しております。

◆補充原則4-11-3
当社は、第26期の取締役及び監査役を対象としてアンケート形式での取締役会の実効性に関する評価を実施し、評価結果につきましては事業報告に記載、開示しております。
開催時間やトレーニング、事前配布資料の時期、経営陣幹部の選任に関する議論、中長期経営計画の議論を課題とする意見が一部ではみられるものの、取締役会の構成、運営状況や審議状況は、取締役会が監督機能を果たす体制としては概ね適切であり、また、取締役会において出席者が積極的に発言し、闊達な議論が行われる風土が定着していると評価できるものと考えられます。
今後も、最適なコーポレート・ガバナンス体制を構築すべく、取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

◆補充原則4-14-2
当社は、取締役・監査役に対し、必要な知識の習得や適切な更新等のために様々な研修機会を斡旋し、経営を監督する上で必要となる情報や知識を提供するなど、取締役・監査役が自らの役割を果たすために必要な機会を提供しており、その際の費用は当社が負担することとしています。
また、新任の役員に対しては、社長自ら当社の概況及び事業等について説明を行っております。

◆原則5-1
⑴ 当社は、株主との対話全般については、代表取締役社長が統轄し、常務取締役管理本部長が担当しております。
⑵ 当社は、経営企画部 広報・IR室をIR活動の事務局と定め、各部門と有機的に連携を取っております。
⑶ 当社は、アナリスト・機関投資家等に対しては、決算説明会を年に2回開催、株主に対しては株主総会後に株主懇談会を行っております。
⑷ 当社は、株主・投資家との対話の際に頂いた意見は、必要に応じ、取締役会へ報告しております。
⑸ 当社は、株主との対話に際しての重要事実の管理として、社内において「インサイダー取引管理規程」の周知・徹底を図るとともに、原則として決算公表30日前を沈黙期間としております。
また、広報・IR室に所属する役職員含めた全社員は、日本取引所グループの講師が行うインサイダー取引防止に関する講義を受講し、インサイダー情報管理に留意しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
豊田通商株式会社	1,811,000	26.62
株式会社トーメンエレクトロニクス	1,599,000	23.50
日本サムスン株式会社	832,000	12.23
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	605,100	8.89
EIZO株式会社	105,500	1.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	84,200	1.23
BBH FOR FIDELITY GROUP TRUSTBENEFIT (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	75,000	1.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	68,300	1.00
細羽　強	56,400	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	55,400	0.81

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	豊田通商株式会社 （上場：東京、名古屋）（コード） 8015

補足説明

豊田通商株式会社は、当社及び株式会社トーメンエレクトロニクスにとって共通の親会社であるため、当社に対して最も大きい影響力を持っております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社からの事業上の制約はなく、当社は独自に事業活動を行っており、また、親会社グループとの取引に際しては市場価格等を勘案した一般取引先と同様の条件に従っており、親会社からの一定の独立性が確保されております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社等が議決権の50.12%を所有し、取締役の半数が親会社等の出身者であるため、親会社等の経営方針が、当社の事業活動や経営判断において影響を与える可能性があります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
稲津　雅弘	他の会社の出身者											
本田　敦子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

稲津　雅弘	○	＜略歴＞ 昭和54年4月　トヨタ自動車工業株式会社（現 トヨタ自動車株式会社）入社 平成11年1月　トヨタ自動車株式会社 第1電子技術部電子実験室室長 平成16年1月　同社 ＥＨＶ技術部主査 平成20年6月　同社 ＨＶ電池ユニット開発部部長 平成23年6月　トヨタテクニカルディベロップメント株式会社 取締役 平成24年6月　同社 常務取締役 平成26年6月　同社 専務取締役 平成27年6月　当社 取締役（現任）、トヨタ自動車株式会社 電子技術部 主査 平成28年4月　トヨタ自動車株式会社 パワーエレクトロニクス開発部 担当部長（現任）	独立役員に指定した理由は、以下のとおりであります。 同氏は、トヨタ自動車株式会社において長年勤務し、その業務を通して自動車市場及び技術に関する幅広い知見を有しているだけでなく、トヨタテクニカルディベロップメント株式会社においては役員として直接経営に携わり、企業経営に関する専門的な見識も有していることから、当社の経営上、有用な意見・助言が期待でき、かつ当社のコーポレート・ガバナンスをさらに充実することができると判断いたします。
本田　敦子	○	＜略歴＞ 平成4年10月　司法試験合格 平成5年4月　司法研修所入所 平成7年3月　同所修了 平成7年4月　判事補任官（京都地方裁判所） 平成9年4月　東京法務局 訟務部 部付検事 平成11年4月　東京地方裁判所 平成12年4月　浦和（現・さいたま）地方裁判所 平成15年4月　東京家庭・地方裁判所八王子支部（現 立川支部） 平成17年4月　判事任官（福岡家庭裁判所） 平成17年8月　依願退官 平成22年4月　弁護士登録（第一東京弁護士会）安西法律事務所入所 平成28年4月　民事調停委員（東京簡易裁判所所属） 平成28年6月　当社 取締役（現任）	独立役員に指定した理由は、以下のとおりであります。 同氏は、長年にわたる裁判官及び弁護士としての職歴を通じて、法律、特に労務管理に関する専門知識に基づき、社外取締役として、当社に対して有益な意見や率直な指摘をいただき、かつ当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したため選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】
監査役は、会計監査人の年間監査計画策定時、四半期レビュー時及び期末監査時に、報告・説明会の定期的な会合に加え、会計監査人の往査時にも情報及び意見の交換を行っております。
また、会計監査人が海外支店に往査する場合には同道し、往査結果について意見交換を行います。

【監査役と内部監査部門の連携状況】
会社の業務活動を厳正中立の立場から検証し、その遵法性並びに経営諸資料の正確性及び信頼性を確認するため、監査室を配置し、「内部監査規程」に基づき、社内の各部門の業務運営状況を監査しております。
監査役は、取締役会への出席、取締役・重要な使用人からの報告・説明などの聴取、重要な会議へ出席するほか、効果的かつ効率的な監査を行うため、監査対象・内容について監査室と連携し監査役監査を実施いたします。また、監査室監査終了後の監査講評会に出席し、監査室長より監査結果の説明を受け、必要に応じ適宜監査役としての意見を述べております。さらに監査室と連携して、内部統制システムの有効性の評価、検証、改善を実施し、内部統制システムの実効性を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
神尾　潔	他の会社の出身者										△			
山田　順	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神尾　潔	○	＜略歴＞ 昭和47年10月　株式会社米沢製作所（現NECパーソナルプロダクツ株式会社）入社 平成8年7月　米沢日本電気株式会社 海外技術部長 平成13年7月　同社パーソナルコンピュータ技術統括部長 平成13年10月　NECカスタムテクニカ株式会社（現NECパーソナルプロダクツ株式会社）ノートPC事業部長 平成14年7月　同社パーソナルコンピュータ事業部長 平成15年7月　NECパーソナルプロダクツ株式会社執行役員 マーケティング本部長 平成20年4月　同社執行役員常務 平成20年6月　同社取締役 執行役員常務 平成23年6月　当社監査役（現任） 平成23年10月　株式会社タカハタ電子 専務執行役員	当社の主要市場の一つであるPC事業の知識と経験が豊富であり、また役員経験もあることから、これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の社外監査役として反映していただくことを期待したためであります。 また、独立役員に指定した理由は、以下のとおりであります。 同氏が勤務していたNECパーソナルプロダクツ株式会社及び現在勤務している株式会社タカハタ電子は共に当社の取引先ですが、両社とも主要な取引先には該当しないと認識しております。また、両社は、当社、豊田通商株式会社及び株式会社トーメンエレクトロニクスの意思決定に対する影響力は有しておりません。 同氏と当社の間には監査役報酬のみであり、その金額は一般に公正妥当なものと認められるものと認識しております。

山田　順	○	＜略歴＞ 昭和50年10月　公認会計士第２次試験合格、扶桑監査法人（後合併により中央新光監査法人、社名変更により中央監査法人、みすず監査法人）入所 昭和54年８月　公認会計士第３次試験合格、公認会計士登録 昭和57年11月　Ernst & Whinney（現Ernst &Young)オーストラリア・シドニー事務所出向 平成９年８月　中央監査法人（後のみすず監査法人）代表社員就任 平成19年８月　あずさ監査法人代表社員就任 平成22年７月　日本公認会計士協会理事、日本公認会計士協会東海会副会長 平成26年７月　山田順公認会計士事務所所長	独立役員に指定した理由は、以下のとおりであります。 同氏は、長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務及び会計に関する専門知識に基づき、社外監査役として、当社に対して有益な意見や率直な指摘をいただき、かつ当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したため選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、業績への貢献度に応じて支給基準を決定しております。また、役員持株会等を通じた当社株式の保有により、企業価値の向上をより意識した経営を促しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、個別報酬を開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

経営企画部が窓口となり、取締役会資料を配布しており、また必要に応じて、議案の内容等の事前説明を行います。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役会設置会社を採用しております。取締役会は、取締役会規程に基づき、定時取締役会を原則として月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。
取締役の員数について、10名以内とする旨を定款で定めております。
また、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うが、累積投票によらないものとしております。
監査役会は、監査役3名（内、社外監査役2名）で構成されており、取締役会等の重要な会議に出席し取締役の業務執行状況を把握・監視できる体制となっております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社を採用しております。就任している取締役は8名、うち社外取締役は2名であり、いずれも東京証券取引所規則の定める独立役員に指定されており、社外取締役を含め全員が積極的に発言し、迅速な経営判断を行える体制となっております。また、監査役は3名で、うち社外監査役は2名で、いずれも東京証券取引所規則の定める独立役員に指定されており、監査体制の更なる強化を図っております。

当社は、世界トップクラスの半導体メーカーであるサムスングループ製半導体及び電子部品の日本におけるマーケティングを目的として設立され、少数精鋭かつスピードある経営と、優れた情報収集力と技術力を背景に、サムスングループ及び取引先との長期的な視野に立った信頼関係を確立し、今日まで半導体の専門商社として成長を遂げてまいりました。今後も当該スタンスを維持していく所存であり、当社のビジネスモデル、規模等を考慮すれば現在のガバナンス体制が最適であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、会社法で定められた期間より前もった、株主総会招集通知の早期発送を行っております。また、招集通知発送前に当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」にて閲覧ができるよう開示を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきと考えており、例年株主総会集中日を避けた開催日設定を行うと共に、株主総会以外にも株主との対話の手段をより充実させるため、株主総会後に懇談会を開催しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、現時点では議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳を、業務、効率面から導入・実施しておりませんが、海外投資家及び機関投資家の比率がそれぞれ相当数（約20%）に達した場合、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳の導入・実施を検討いたします。
招集通知（要約）の英文での提供	当社は、現時点では議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳を、業務、効率面から導入・実施しておりませんが、海外投資家及び機関投資家の比率がそれぞれ相当数（約20%）に達した場合、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳の導入・実施を検討いたします。
その他	当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。また株主総会終了後、株主懇談会を開催し、株主の皆様との対話を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、株主総会終了後に、株主を対象に株主懇談会を開催し、会社概要、現状、通期見通しについて説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算及び第2四半期決算発表後に、決算説明会を開催し、社長自身が決算説明を行っております。また、アナリスト、マスコミ及び機関投資家向けの個別取材に関しても、可能な限り社長自身が説明するよう努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主及び一般投資家向けに社長が経営方針等を具体的に説明しているほか、決算関連資料、適時開示資料及び有価証券報告書等の対外発表資料を掲載し、積極的にIR資料の開示に努めております。また、海外投資家からも当社の事業内容を理解していただけるよう、英文ホームページの充実にも取り組んでおります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部 広報・IR室にIR担当者を設置しております。	
その他	当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しております。 そのため、広報・IR室を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けるなど、株主や投資家からの取材にも積極的に応じております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、地域社会、株主、顧客、従業員とその家族といった多くのステークホルダーとの調和を目指し、社会から厚い信頼を得るために、役職員一人ひとりの行動のよりどころとして、2006年7月にトーメンデバイスグループ経営理念及び行動指針を制定し、経営理念の実現に向けた活動を行っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」認証を2004年1月22日に取得しております。これに伴い、環境理念及び6つの環境方針を定めたトーメンデバイス環境憲章を制定し、遵守に努めております。ＣＳＲ活動に関しましては、当社の行動指針の基本概念として社会的責任（ＣＳＲ）を果たすための健全な企業経営の推進に力を入れております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の行動指針には、「適切な企業情報の開示」が規定されており、これはすべてのステークホルダーに対し、当社の事業活動等の経営情報･企業情報を的確にタイムリーに開示するよう、全社的に取り組むものであります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は内部統制システム構築の基本方針に基づいて内部統制の整備に注力してまいります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会倫理、社会的責任を果たすために行動指針を策定し、取締役及び使用人に周知徹底させる。この徹底のためにコンプライアンスに関する研修等を実施し、取締役及び使用人の知識・認識を向上させる。
また、内部監査規程に基づく定期的な内部監査部門による内部監査を通し、内部統制システムの有効性の評価・検証及び改善を実施し、内部統制システムの実効性を確保する。
さらに、取締役及び使用人の違法若しくは不正行為、反倫理的行為、またはそれらの恐れのある行為の早期発見、その是正を目的に内部通報制度を設置し、取締役及び使用人の適正な職務執行の遂行に資するものとする。
【運用状況】
コンプライアンスに関する研修は、全社員参加を義務付けており、当事業年度も実施いたしました。また、毎年10月をコンプライアンス強化月間とし、あらためて各種法令やルール等についての注意喚起、周知徹底を図っております。
また、内部監査部門は、内部監査計画を策定し、各種監査を実施しております。
内部通報については、社内窓口以外にも社外の弁護士を窓口にした上で、通報者の保護を内部通報規定に明記し、適切に運用しております。なお、当事業年度において実績はございません。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報、文書については、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。取締役及び監査役は、これらの情報をいつでも閲覧できるものとする。
【運用状況】
取締役会関連文書等は、取締役会規則及び文書管理規程に基づき、適切に保存及び管理を行っており、ISO27001（情報管理）の認証も取得しております。また、監査役からの閲覧の請求があった際には適切に対応しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の事業及び業務全般に係るリスクを抽出、評価し、その対応策の立案及び管理体制の整備を行う組織として、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。管理対象とするリスクについてはそれを主管する部門が当該リスクに関する規程等を定め、リスク管理の体制構築及び運用・管理を行い、リスク管理の状況を定期的にリスク管理委員会に報告するものとする。
また、同委員会は法令及び倫理の遵守、企業の社会的責任の遂行等に関する立案・管理体制の構築・整備を併せ行うものとする。
【運用状況】
当事業年度はリスク管理委員会を四半期毎に開催し、リスクモニタリングを実施し、関係者で情報を共有しております。なお、当事業年度には、事業継続に重大な影響を与える様な事象は発生しておりません。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画及び各年度予算等の全社的な目標を策定し、各部門においてはその目標達成に向け進捗状況及び業績管理を行う。
【運用状況】
当事業年度中、取締役会は12回開催され、毎月の取締役会で年度予算の進捗状況及び業績管理を行っております。また、コーポレートガバナンス・コードの趣旨に則り、取締役会資料を事前に配布し、社外役員を対象とした会合では当社事業に係る補足説明を行っており、取締役の職務の執行がより効率的に行えるように取り組んでおります。

5．会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の子会社、関連会社（以下、関係会社）については、関係会社管理規程に基づき管理を行い、当社グループに係る重要事項については事前協議、報告を求める。
その業務執行の状況に関しては、担当取締役及び所管部門が同規程に従い管理及び監督し、関係会社の業務の適正を確保する。また、関係会社のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに取締役及び監査役に報告するものとする。
当社は、当該規程に基づき、関係会社に対する適切な監査を実施することにより、また、関係会社における業務プロセスのモニタリングを通じて、リスクの早期発見と未然防止に努め、グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築を行う。
関係会社で重要事項決裁に関する規程・職務権限等を定め、責任明確化・意思決定プロセスの明確化を図り適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。
親会社との関係については、親会社グループ基本理念の精神を共有した上で、経営の独立性を確保しつつ、親会社の関係部門と連携し、グループ全体での業務の適正を確保する体制の構築に努める。
【運用状況】
重要な子会社であるATMD (HONG KONG) LIMITED（以下「ATMD」）については、当社役員が常駐しており、ATMDの重要事項については事前協議、報告を受けております。
当事業年度中、監査役がATMDの監査を実施し、取締役会において報告を行いました。なお、当事業年度には、ATMDにおいて事業継続に重大な影響を与える様な事象は発生しておりません。
親会社及び同グループの役員を兼務している役員が2名おり、独立性を確保しつつ、親会社グループとの連携を強化し、グループ全体での業務の適正を確保しております。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役と監査役が協議し使用人の配置を行うものとする。その場合は、当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項の決定には監査役会の同意を得るものとし、当該使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。
【運用状況】
当事業年度において、監査役から、その職務を補助すべき使用人の要請はなく、専門部署及び人員は存在しておりませんが、必要に応じ、当社監査室と情報を共有し、その監査の質を高めております。また、監査役から要請があった場合は速やかに配置等を行います。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人、子会社の取締役･監査役及び使用人は、定期的もしくは随時に、または当社監査役の求めに応じ、当社監査役に対し、業務に関し所要の事項を報告するものとする。
取締役及び使用人、子会社の取締役･監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、また、取締役及び使用人、子会社の取締役等による違法または不正な行為を発見したときは監査役に報告するものとする。
その周知徹底を図るためにコンプライアンスに関する研修等を有効活用する。
また、内部監査部門の内部監査結果については、監査役に報告するものとする。内部通報制度による通報情報については、受付責任者はその内容、講じた措置等について監査役に報告するものとする。
なお、取締役及び子会社の取締役等は、監査役への報告者がその報告を理由として不利な扱いを受けない体制を整備する。
【運用状況】
監査役が取締役会及び経営会議等に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、監査室長と監査役が定期的に会合し、必要な報告を実施しております。
また、取締役及び子会社の取締役等は、監査役への報告者がその報告を理由として不利な扱いを受けないよう徹底しております。

8．監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行において生ずる費用が発生した場合、またはその前払の請求を行う場合は、速やかに当該費用または債務を処理する。
【運用状況】
必要があれば費用の前払いを行うなど、監査役の請求に従い会社法の定めに基づき適切に対応しております。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の監査が実効的に行われるために、代表取締役社長と監査役は定期的な意見交換会を開催するものとする。
また、監査役が取締役の重要な意思決定の過程及び業務執行状況を適切に把握できるよう、監査役は取締役会のほか、予算会議等の重要会議に出席できるものとする。
【運用状況】
監査役は、代表取締役及び監査室との間で意見及び情報交換の会合を実施しております。
また、監査役は、取締役会、経営会議及び月次会議等に出席し、監査役の立場から積極的に発言を行っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

行動指針に基づき、公正で透明性のある事業活動を行うとともに、ステークホルダーに対し、社会的責任を果たすため健全な企業経営の推進に努める。
反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、組織的に対応し、利益の供与は一切行わない。
そのため、対応統括部署及び不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルを整備すると共に、定期的に研修を実施することで社員の意識向上を促すものとする。
また、顧問弁護士、警察等関連機関と緊密に連携し、反社会的勢力に対する対応体制の強化を図る。
【運用状況】
反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会勢力との係りを一切持たないこととしております。
関係取引先との取引開始時には、反社会勢力の排除条項を既定した基本契約書を取り交わし、反社会性的勢力の排除に備えております。また、所轄警察、弁護士、親会社及び同グループ会社と連携し情報収集を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ、買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜会社情報の適時開示に係る社内体制の状況＞
会社情報の適時開示等規則に準拠した、会社情報（重要な内部情報）の具体的な内容をインサイダー取引管理規程に定め、社長が指名する情報取扱責任者（管理本部長）が部門の内部情報管理者（本部長・部長）と連係して、会社情報の管理と適時開示に当たっております。
会社情報の適時開示に係る業務の具体的な仕組みは、次のとおりであります。

1．各部門の従業員等は、重要な内部情報に該当すると思われる事実が発生したときはただちに部門の内部情報管理者に報告し、報告を受けた部門の内部情報管理者は情報取扱責任者に報告し協議します。

2．情報取扱責任者は、当該情報が開示すべき会社情報に該当すると判断したときは、具体的な内容を記載した開示書類を広報・IR室で起案させ、社長に報告し、取締役会に諮ったうえ、開示書類を公表します。

